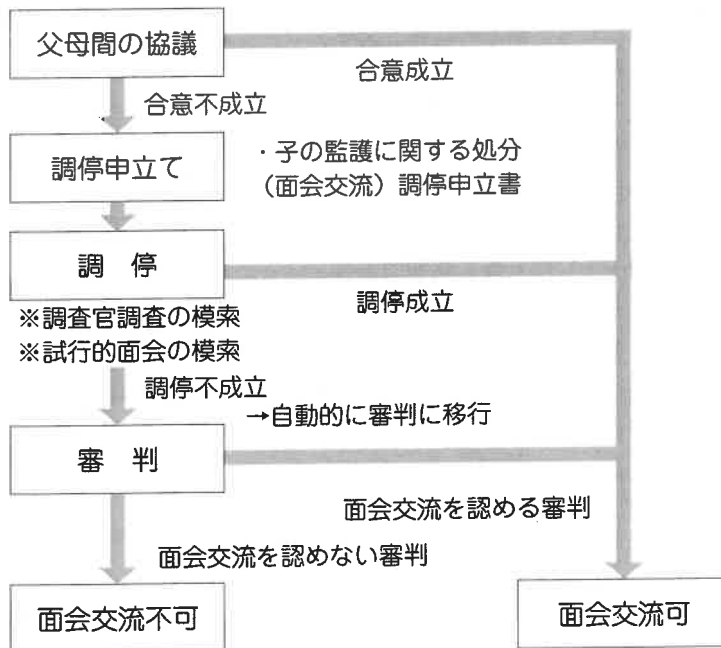


◆面会交流を求める手続は

Q 以前妻と離婚する際に、子どもの監護は妻がするということにして、そのほか面会交流のことなどは特に決めませんでした。最近になって子どものことが気になり、何とかして面会できないものかと思っています。元妻に子どもの面会交流を求めたいのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A 離婚の際、子の監護をすべき者、子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、父母がその協議で定めることになっていますが、協議が調わない場合又は協議をすることができない場合には、家庭裁判所に、子の監護に関する処分（面会交流）を求める調停又は審判の申立てをすることになります。特段の事情がなければ、調停の申立てをするのが一般的です。

<面会交流を求める手続の流れ>



解 説

1 面会交流を求める方法

父母の離婚時に、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定めることになっています(民766①・771)。父母間で、その協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所に、これを定める調停又は審判の申立てをすることになります(民766②③・771、家事手続39・244・別表第2③)。なお、審判を申し立てた場合でも、裁判所はいつでも職権で事件を調停に付すことができるため(家事手続244・274①)、実務では、まずは調停の申立てをするのが一般的です。

2 協 議

離婚前の夫婦別居時でも、離婚後でも、父母の合意があれば自由に子との面会交流ができますので、まずは、父母の話合いで面会交流の可否・頻度・方法等について協議します(民766①・771)(なお、法務省では、「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」というパンフレットを作成し、市区町村の窓口において、離婚届用紙を取りに来られた方へ交付する運用を開始しています。)

3 調 停

父母の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合には、調停の利用が考えられます(民766②③・771、家事手続244・別表第2③)。

(1) 調停の申立て

ア 申立権者

申立権者は、面会交流を求める子の父又は母です(民766①)。

イ 管轄裁判所

管轄裁判所は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所です(家事手続245①)。

ウ 申立書類

調停の申立ては、管轄の家庭裁判所に、「子の監護に関する処分(面会交流)調停申立書」(後掲書式参照)を提出して行います(家事手続255①)。申立書には、当事者及び法定代理人、申立ての趣旨及び理由を記載しなければなりません(家事手続255②)。なお、申立人の提出した申立書は、原則として相手方に送付されます(家事手続256①)。申立書に記載する申立人の住所は、相手方に知らせてもよい住所を記載し、あわせて

「連絡先等の届出書」を家庭裁判所に提出します。連絡先を相手方に秘匿したい場合は、「連絡先等の届出書」に「非開示の希望に関する届出書」を付けて一体として家庭裁判所に提出する必要があります。

調停手続中に、一方当事者が提出した書類等については、他方当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます(家事手続254①)。この申請を許可するかどうかは、裁判所が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して判断することになります。しかし、調停が不成立となり審判手続が開始されると、調停手続中に提出された書類等のうち、面会交流についての判断に必要なものは、法律の定める除外事由に当たらない限り、閲覧・謄写の申請があれば許可されることになります(家事手続47①③④)。最初から審判を申し立てた場合も同様です。

エ 申立費用

申立費用は、面会交流を求める未成年者の子1人につき1,200円(民訴費3④・別表第1⑮②)で、収入印紙により納付します(民訴費8)。そのほか予納郵便切手が必要となりますが、具体的な金額については管轄の家庭裁判所に確認してください。

オ 添付書類

申立書には、子の戸籍謄本(全部事項証明書)1通を添付します。

そのほか、各家庭裁判所が定める書式(事情説明書、連絡先等の届出書、進行に関する照会回答書等)の提出が求められる場合もあります。

(2) 調停の進め方

ア 調停の進行

調停は平日に行われ、1回の時間はおよそ2時間程度です。申立人と相手方はそれぞれ別の待合室で待機し、通常は交互に調停室に入ります。調停委員が中立の立場で、申立人及び相手方双方の話を聞きながら話し合いを進めたり、アドバイスをしたりします。

なお、各調停期日の開始時と終了時に、双方当事者が同時に調停室に入室し、調停の手続説明、進行予定や次回までの課題等に関する説明が行われる場合もあるため、当事者の同席に支障がある場合は、あらかじめ「進行に関する照会回答書」等を通じて家庭裁判所にその旨を伝えておくことが必要です。

イ 家庭裁判所調査官による調査・試行的面会

調停や審判においては、どのような形態の面会交流が子の福祉(子の利益)に適合するかを検討するため、家庭裁判所調査官が、子の意思や子の監護状況等を調査することもあります。また、現在の子の状態や、子と非監護親との関係を調査するために、裁判所において、試行的面会がなされることもあります(監護親が強くこれを拒否す

る場合は、強制的な面会はできません。家庭裁判所調査官は、試行的面会に立ち会うことが通常です。家庭裁判所調査官は、調査の結果を必要に応じて書面等で裁判所に報告します。

ウ 調停の結果

調停において、当事者間に面会交流についての合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したのものとして、その記載は、確定した審判と同一の効力を有します（家事手続268①）。

4 審判

調停が不成立となった場合には、調停の申立ての時に審判の申立てがあったものとみなされますので（家事手続272①④）、自動的に審判手続に移行します。

審判においては、家庭裁判所の裁判官が、面会交流が認められるか否かの判断要素とされる内容（後掲設問「面会交流が認められないのはどのような場合か」参照）を総合的に考慮した上で、面会交流を認めるか否か、認める場合の頻度や方法等について判断しますので、面会交流を求める側としては、当該判断要素とされる内容につき、積極的に主張・立証していく必要があります。

最終的には、裁判官による審判が下されることとなります。審判の内容は、当事者双方の主張・立証を踏まえた上ではありますが、当事者の申立内容には拘束されず、子の福祉（子の利益）に適合するかどうかという観点から後見的に判断されます。

第10章 面会交流

○子の監護に関する処分（面会交流）調停申立書

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

受付印 収入印紙 円 子納郵便切手 円	<input checked="" type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 家事 申立書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (子の監護に関する処分 面会交流) </div> <p>(この欄に未成年者1人につき収入印紙1, 200円分を貼ってください。)</p> <p>(貼った印紙に押印しないでください。)</p>
---------------------------------------	---

○ ○ 家庭裁判所 御中 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	申立人 (又は法定代理人など) の記名押印	丙 山 一 郎
-----------------------------------	-----------------------------	---------

添付書類 <input checked="" type="checkbox"/> (審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。) <input checked="" type="checkbox"/> 未成年者の戸籍謄本 (全部事項証明書) <input type="checkbox"/>	準口頭
---	-----

申立人	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号○○マンション○号 (方)	昭和平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○○ 歳)
	フリガナ氏名	丙 山 一 郎	
相手方	住所	〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号 (方)	昭和平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○○ 歳)
	フリガナ氏名	丁 田 秋 子	
未成年者	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input checked="" type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日生 (○ 歳)
	フリガナ氏名	丁 田 翔 太	
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成令和 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		
	住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居 / <input type="checkbox"/> 相手方と同居 <input type="checkbox"/> その他 ()	平成令和 年 月 日生 (歳)
	フリガナ氏名		

(注) 太枠の中だけ記入してください。 □の部分には、該当するものにチェックしてください。
面会交流 (1/2)

離婚事件実務八

一〇〇〇

第10章 面会交流

この申立書の写しは、法律の定めるところにより、申立ての内容を知らせるため、相手方に送付されます。

(注) の部分は、該当するものにチェックしてください。

申 立 て の 趣 旨

(申立人 / 相手方) と未成年者が面会交流する時期、方法などにつき
(調停 / 審判) を求めます。

申 立 て の 理 由

申 立 人 と 相 手 方 の 関 係

離婚した。 } その年月日：平成・令和〇年〇月〇日
 父が未成年者.....を認知した。 }
 婚姻中→監護者の指定の有無 あり (申立人 / 相手方) / なし

未成年者の親権者 (離婚等により親権者が定められている場合)

申立人 / 相手方

未 成 年 者 の 監 護 養 育 状 況

平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで
 平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日まで
 平成・令和〇年〇月〇日から現在まで
申立人 / 相手方 / その他 (.....) のもとで養育

面 会 交 流 の 取 決 め に つ い て

1 当事者間の面会交流に関する取決めの有無
あり (取り決めた年月日：平成・令和 年 月 日) なし

2 1で「あり」の場合

(1) 取決めの方法

口頭 念書 公正証書 { 家庭裁判所 (支部 / 出張所)
調停 審判 和解 判決 → (平成・令和.....年(家.....)第.....号)

(2) 取決めの内容

(.....)

面 会 交 流 の 実 施 状 況

実施されている。
 実施されていたが、実施されなくなった。(平成・令和 年 月 日から)
 これまで実施されたことはない。

本 申 立 て を 必 要 と す る 理 由

相手方が面会交流の協議等に応じないため
 相手方と面会交流の協議を行っているがまとまらないため
 相手方が面会交流の取決めのとおり実行しないため
 その他 (.....)

面会交流 (2/2)

離婚事件実務八

一〇〇